

## 平成29年度 高齢者在宅福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
1	配食サービス	・ バランスの良い食事による栄養補給 ・ 配達の際の安否確認	・ 65歳以上の虚弱な単身者 ・ 高齢者のみの世帯等 ・ 生活保護世帯、住民税非課税世帯、または住民税の均等割のみが課税されている世帯に属する者は400円 以上の方で調理困難な者	一食700円	・ 下部、中富は昼食 ・ 身延地区は夕食	すこやかセンターにて調理 みのふ荘にて調理 (社協委託事業)	配食サービス事業実施要綱
2	生きがいデイサービス	・ 社会的孤立感の解消 ・ 自立生活の助長 ・ 要介護状態になることの予防	・ 60歳以上で虚弱な単身者 ・ 閉じこもりがちな高齢者 ・ 介護認定を受けていない高齢者	一回600円 (利用料200円+昼食代400円)	・ 送迎 ・ 健康チェックやゲーム等 ・ 転倒予防教室 ・ 口腔機能向上教室 ・ 栄養改善教室 ・ フットケア教室	於：下部保健福祉センター 月曜・火曜・木曜・金曜(4日間) 於：身延福祉センター 月曜日から金曜日(5日間実施) (社協委託事業)	高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱
3	軽度生活援助 (自立ホームヘルプサービス)	・ 日常生活上の軽易援助 ・ 要介護状態の進行防止 ・ 自立の援助	・ 65歳以上で虚弱な単身者 ・ 高齢者のみの世帯等 ・ 以上に準ずる世帯の者	一時間あたり229円	・ 週2時間以内で家事援助中心 ・ 炊事、洗濯、掃除等	(社協委託事業)	生活支援事業実施要綱(軽度生活援助)
4	ふれあいペンダント	・ 急病等の不安解消 ・ 災害時等の連絡確保	・ 高齢者で虚弱な単身者 ・ 高齢者のみの世帯等 ・ 以上に準ずる世帯の者	無料	・ 消防署への緊急通報 ・ 急病等への連絡対応 ・ 定期的な連絡確認	NPO安心安全見守りセンター	町単独事業 緊急通報システム事業
5	ふれあいコール	・ 孤独感を和らげる ・ 対話不足の解消 ・ 安否確認	・ 高齢者で虚弱な単身者 ・ 高齢者のみの世帯等 ・ 以上に準ずる世帯の者	無料	・ 週一回の確認コール ・ ボランティアに委託		町単独事業
6	友愛訪問	・ 交流の機会を持つ ・ 話し相手を務める	・ 高齢者で虚弱な単身者 ・ 高齢者のみの世帯等 ・ 以上に準ずる世帯の者	無料	・ 自宅訪問し交流をする ・ 声かけ運動のひとつ ・ 老人クラブ等に委託		町単独事業
7	介護用品等助成事業	・ 介護用品代の負担軽減 ・ 在宅生活の継続、向上	・ 介護度3、4、5の認定者で 町民税非課税世帯 ・ 在宅の上記該当高齢者	限度額を 超える分は自己負担	・ 紙おむつ等の介護用品代助成 ・ 介護度3：限度額5,000円/月額 ・ 介護度4.5：限度額7,500円/月額		介護用品助成事業実施要綱
8	寝具類等洗濯 乾燥消毒サービス	・ 寝具類等の衛生管理	・ 65歳以上の寝たきり、認知症の者 ・ その他、必要と認められた者	6,500円を 超える分は自己負担	・ 寝具類の水洗い乾燥消毒 ・ 年2回以内		生活支援事業実施要綱(寝具類等洗濯乾燥消毒サービス)
9	訪問理美容サービス	・ 頭髮の衛生管理	・ 65歳以上の寝たきり、認知症の者 ・ その他、必要と認められた者	3,500円を 超える分は自己負担	・ 在宅での訪問理美容 ・ 年3回以内	理容サービス券を発行	生活支援事業実施要綱(訪問理容サービス事業)
10	老人ホーム短期入所 (養護老人ホーム)	・ 共同生活等の体験宿泊 ・ 体調調整を図る。	・ 要介護認定を受けてない ・ 65歳以上の高齢者 ・ その他、必要と認められた者	食材料費実費負担 宿泊日数×381円自己負担	・ 老人福祉施設への一時宿泊 ・ 生活習慣等の指導 ・ 原則7日以内	・ 委託先：功德会、慈生園	生活管理指導短期宿泊事業実施要綱
11	特殊寝台等貸与	・ 短期利用者の対応	・ 65歳以上の寝たきり、認知症高齢者 ・ 要介護認定者で一時外泊者 ・ その他、必要と認められた者	特殊寝台は、1回当たり6,000円 車椅子等は、無料	・ 電動ベッド等の短期貸出 ・ 車イス等の短期貸出 ※長期は介護保険適用		特殊寝台貸与事業実施要綱
12	徘徊高齢者家族支援	・ 徘徊高齢者の早期発見 ・ 介護者の負担軽減	・ 約60歳以上の徘徊高齢者 ・ その他、必要と認められた者	初期設置費用の助成 通信費用等は、自己負担	・ 徘徊探索機の貸与 ・ 捜索、救助等に活用	・ ココセコムとの契約に対し、加入料(5,000円)と付属品代(2,000円)を助成	徘徊高齢者家族支援事業実施要綱
13	家族介護者交流会 (在宅介護者の集い)	・ 介護者同士の交流 ・ 情報交換の場の提供 ・ 介護者の気分転換	・ 在宅での要介護者の介護者 ・ 介護度4以上の方の介護者	参加費用実費負担	・ 年一回の介護者の集い  実施主体：社会福祉協議会		町単独事業
14	集落敬老事業	・ 身近な敬老会実施 ・ 高齢者を敬愛	・ 区、集落 	補助限度額を超える分は、自己負担	・ 集落で行なう敬老事業に対する補助 ・ 町内在住の70歳以上の高齢者 一人につき1,000円を補助	・ 補助金交付は、年度内1回 ・ 複数回開催の場合は、 まとめて申請する。	集落敬老事業補助金交付規程
15	敬老祝金支給	・ 9月の敬老週間に 年一回の敬老祝意  ・ 長寿者に対する慶祝	・ 9月15日現在77歳の方 ・ 9月15日現在88歳以上の方  ・ 年度内に100歳を迎える方	祝い金支給	・ 77歳の方⇒3,000円支給 ・ 88～99歳⇒5,000円支給 ・ 100歳以上⇒10,000円支給 ・ 満100歳⇒300,000円支給	満100歳祝金は本町に50年以上住所を有する方が対象で、誕生日に町で慶祝訪問をいたします。	敬老祝金支給条例
16	救急医療情報キット	・ 救急隊員へ医療情報の提供	・ 65歳以上の高齢者で単身者	無料	・ 救急医療情報キットの提供 (筒状のプラスチックボトル)		

○詳細については、福祉保健課(中富すこやかセンター内)の福祉担当または在宅支援担当(地域包括支援センター)にお気軽に問い合わせ下さい。(TEL: 0556-20-4611)